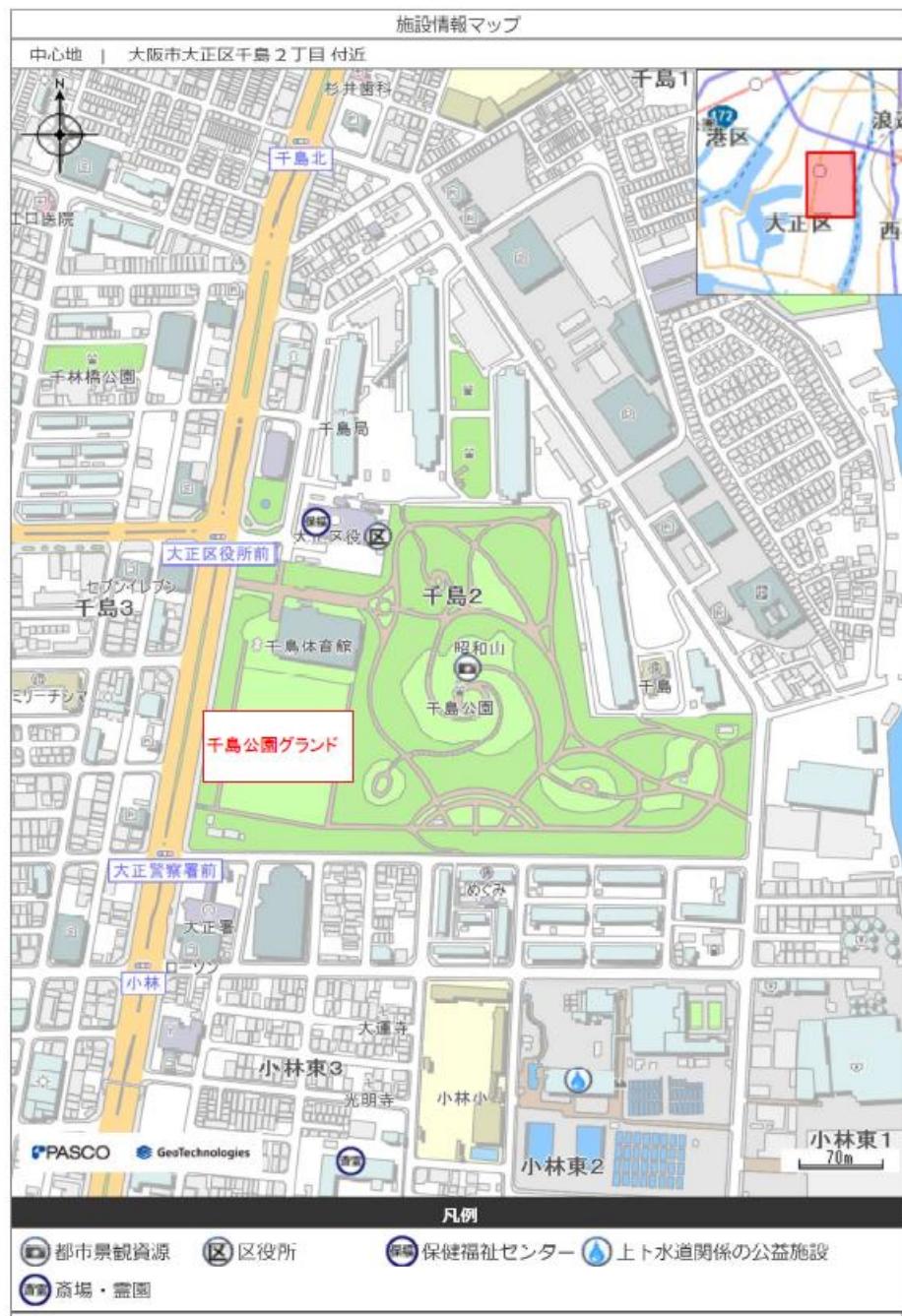


令和7年度千島公園ナイター設備保守点検業務委託仕様書

- 1 名 称 令和7年度千島公園ナイター設備保守点検業務委託
- 2 履行場所 千島公園内グランド（大阪市大正区千島2丁目）（別紙1・2のとおり）
- 3 業務内容 千島公園グランド内に設置しているナイター設備の自然消耗、破損等による障害の未然防止、取扱の良否の指導等、設備がグランド内で円滑に維持管理できるための保守点検を行うこと。なお、本設備は現在電力供給を停止しています。
- 4 履行期限 令和8年3月30日（月）
実施日時については、発注者と協議のうえ決定する。
- 5 点検回数 1回
- 6 作業内容 別紙3のとおり
- 7 点検結果報告書の提出
(1) すべての業務完了後に、点検結果報告書の提出を行うこと。
(2) 不良箇所があった場合は、当該箇所の写真を添付すること。
(3) 点検結果報告書の提出を受けて履行の確認とする。
- 8 その 他
(1) 作業は通行人や建造物等に損傷を与えないように安全処置を講じること。
また業務遂行については適切な安全対策を施し、業務遂行上の労働災害の適用については請負人の負担する保険とする。
(2) 作業完了時は仮設物の撤去、後片付け及び清掃等を実施し、産業廃棄物等の処理も適切に処理した上で、当区担当職員の承諾を得ること。
(3) この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、承諾を得た場合は、この限りでない。
(4) 仕様書に記載されていないもので、作業実施上必要と認められる軽微なものについては、当区担当職員の指示により行き契約金額の範囲内で実施すること。
(5) 本仕様書に疑義がある場合は、質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ見積りするものとする。質問受付期間経過後の質疑については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
(6) 作業時間は、平日9:00～17:30を原則とする。これによりがたい場合は、発注者と協議のうえ決定する。
- 9 事業担当 大正区役所地域協働課（地域協働グループ）
大阪市大正区千島2丁目7番95号（区役所4階40番窓口）
TEL：06-4394-9743
Fax：06-4394-9989

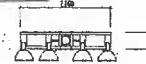


385

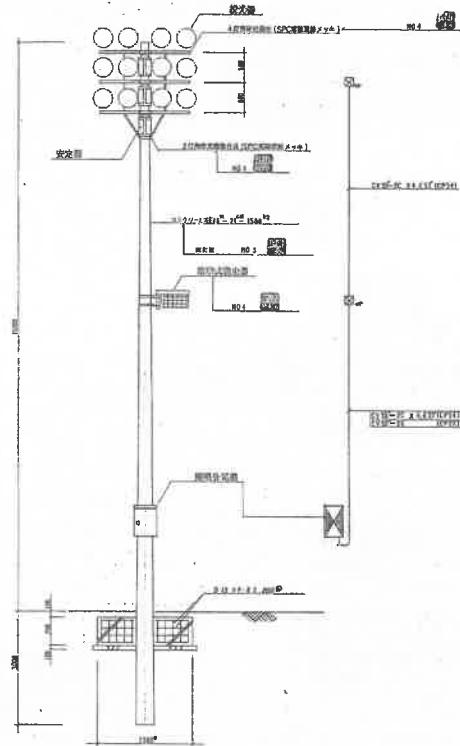
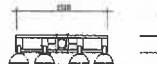
1 / 25

785-E(A)-385

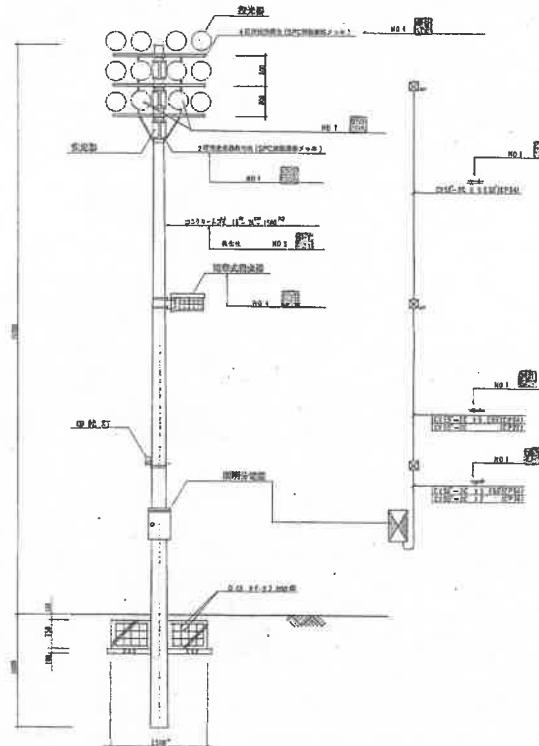
透明桂 茶



1. 断面形状(断面積20×1 KW)をD、H柱に2台づつ追加し、既存柱を削り落す。
 2. 柱間柱(コンクリート柱1.8" - 2.4" - 1.600")を既存柱に設置する。
 3. 既存柱に付帯板を鉄錆色で塗装する。



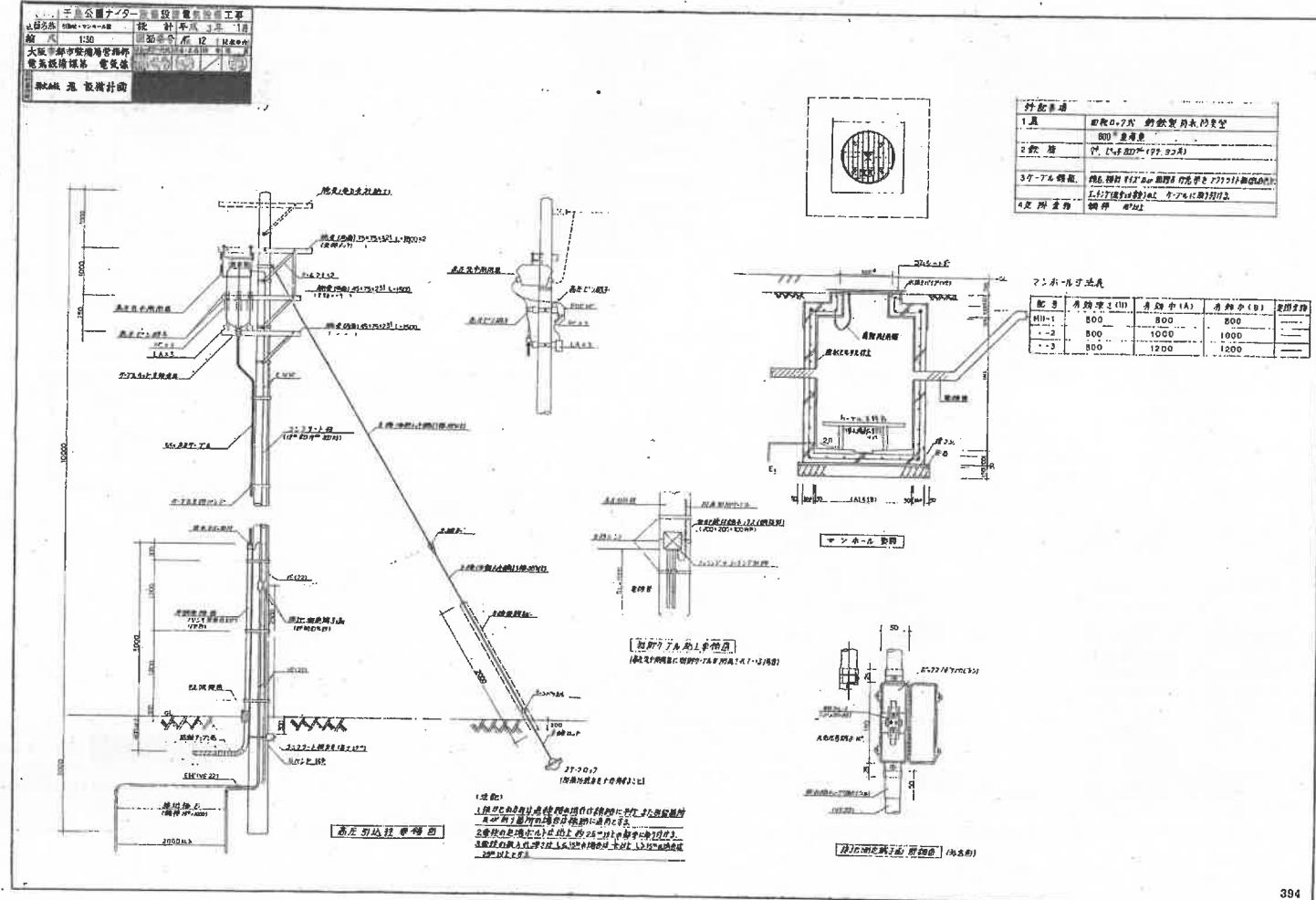
A B C E F G 3



D. H. 稔

1 / 25

785-E(A)-392



394

1/25

785-E(A)-394

点検仕様書

別紙3

対象設備	数量	形状	点検内容
ナイター設備柱	8	12灯用コンクリート柱	・外観(点検、清掃) 架台取付部のゆるみ点検、増締 沈下、傾斜、倒壊の危険等の有無の点検 電柱、支持材等の損傷及び腐食の有無の点検 立上りケーブル保護材の変形、損傷、腐食等の有無の点検 接地線の損傷、断線等の有無の点検
投光器	64	1000ワット メタルハライドランプ	・外観(点検、清掃) 投光器の取付状況の点検、接続部のゆるみ点検、増締 投光器の変形、破損及び腐食の有無の点検
安定器	1式	1000ワット メタルハライドランプ用	・外観(点検、清掃) 安定器取付状況の点検、接続部のゆるみ点検、増締 安定器の変形、破損及び腐食の有無の点検
電撃殺虫器	8	20ワット×2灯用	・外観(点検、清掃) 殺虫灯取付状況の点検、接続部のゆるみ点検、増締 殺虫灯の変形、破損及び腐食の有無の点検
照明分電盤	8		・外観(点検、清掃) 分電盤の取付状況の点検、支持ボルトのゆるみ点検、増締 配線接続部の外れ、ゆるみの有無の点検
高圧引き込み柱	1		・外観(点検) 沈下、傾斜、倒壊の危険等の有無の点検 電柱、支持材等の損傷及び腐食の有無の点検 立上りケーブル保護材の変形、損傷、腐食等の有無の点検 接地線の損傷、断線等の有無の点検
屋外型3面キュービクル	1		・外観(点検) 沈下、傾斜、倒壊の危険等の有無の点検

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
- また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
- また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大正区役所総務課（庶務））へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大正区役所総務課（庶務））へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務課（庶務）（連絡先：06-4394-9625）に報告しなければならない。

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 千島公園ナイター設備保守点検業務
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。